

太田市告示第 2 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により太田都市計画市街地再開発事業を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年1月10日

太田市長 清水 聖 義

- | | |
|-----------------|---|
| 1 都市計画の種類及び名称 | 太田都市計画第一種市街地再開発事業
太田駅南口第四地区第一種市街地再開発事業 |
| 2 都市計画を定める土地の区域 | 太田市飯田町の一部 |
| 3 縦覧場所 | 群馬県県土整備部都市計画課及び
太田市都市政策部まちづくり推進課 |